

## もくじ

かみね史朗議員一般質問・・・1

ばばこうへい議員一般質問・・・7

山内よし子議員一般質問・・・13

他会派議員一般質問項目・・・19

●京都府議会 2014年6月定例会が6月18日に開会し、6月25日～27日に日本共産党のかみね史朗議員、ばばこうへい議員、山内よし子議員が一般質問を行いました。質問と答弁の概要を紹介します。

### 6月定例会 一般質問

**かみね史朗**（日本共産党・京都市右京区） 2014年6月25日

### 障害者の権利保障

#### 障害者が地域で共生できる社会の実現にむけ施策の具体化を

【かみね】日本共産党のかみね史朗です。通告した諸点について知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の施行についてです。この条例は、障害者の権利に関する条約などの趣旨や多くの障害者団体の意見を踏まえ、私ども議員団も積極的な提案を行う中で練り上げられ、先の2月議会に全会一致で制定されました。

この条例について、障害者団体のみなさんから改めてご意見を伺いましたが、不十分さはあるものの、障害者の権利を侵害する社会的障壁を取り除き、共生社会を実現していく上で大きな一歩となるものと評価され、その条例の施行に期待をかけておられました。

条例は、第1章の総則、第3章の共生社会の実現に向けた施策の推進等、第4章、府の財政上の措置などは、平成26年4月1日から施行することとされています。第2章の障害者の権利利益の擁護のための施策は平成27年4月1日から施行となっています。条例の施行が始まっているもとの、その具体化のために、本府としての責務を果たすことが求められています。

そこで質問いたします。

第一に、この条例の府民的な周知をどのように図るのかという点です。この条例が生きた力を持つかどうかは、障害を持つ人をはじめ、家族や関係者、事業者など府民みんなが条例の内容を知り、理解し、積極的に活用する状況をつくることにかかっています。特に、第2章の障害者の権利利益の擁護のための施策については、不利益取り扱いの禁止や相談、不利益取り扱いに関する助言又はあっせんなど福祉サービス事業者や医療機関、教育機関、公共施設関係者、公共交通機関、不動産業者、一般企業など関係者の理解なくしては進まない重要な条項が含まれています。

その点で、府の広報紙である『きょうと府民だより』に、まだ、条例のための施策が紹介されていないことは残念です。府民的に衆知をはかる点で全戸配布している『きょうと府民だより』に特集を組んで府民へ

の周知と理解を促し、条例の活用を呼び掛けることが必要だと考えますが、いかがですか。

また、障害を持つ人をはじめ府民のみなさん、関係事業者のみなさんに条例の内容を直接説明し、意見交換する取り組みが必要です。各地域の障害者団体のみなさんにもれなく参加していただくことに留意しながら、各振興局の単位と京都市内の各地域で、また各分野の関係事業者のみなさんに対して、京都府として説明会・懇談会を開催することを提案しますが、いかがでしょうか。

第二に、条例第3章の共生社会の実現に向けた施策の具体化についてです。第1章第3条で、府は、共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に策定し、実施すると明記しています。この総合的計画的な施策をどのような考え方で、いつまでに策定し実施するのか明らかにして下さい。

## 精神障害者の運賃割引実施について各交通事業者へ積極的に働きかけを

第21条で、交流の推進がうたわれていますが、交流の推進のために移動の権利を保障することが必要です。国連障害者の権利条約第20条も「障害者の移動の権利」を保障するよう求めています。その点で、精神障害者の運賃割引制度をすべての交通機関で実施することが急がれると思います。

私の地元のある精神障害者の方は、京北町に住んでいますが、定期的な精神科の受診と服薬の継続のため、京北町から京都市内に通っていますが、JRバスは運賃の割引を実施しておらず、大きな経済的負担になっています。精神障害者の多くは、わずかな年金や生活保護、あるいは家族の扶養なしには生活できないなど、経済的に苦しい生活を余儀なくされています。そのため作業所の通所、通院、外出などの交通費が大きな負担となっており、自立・社会参加の大きな障壁となっています。

障害者団体の署名運動などによって実施事業者が広がってきていますが、運賃割引制度を導入している交通機関は全国的にも民営鉄道とバスで2～3割台にとどまっています。国会においては、日本共産党高橋議員が未実施のJR各社と航空会社に対して「経営力や公益性の大きさからみて、国として強く求めていくべきだ」と主張しました。田村厚労相は「精神障害者の方がどんどん社会の中で頑張っている現実になってきた。移動手段を使うわけだから、運賃割引の意味は大きいと思っている」と答えています。

府内においては、京都市が精神障害者保健福祉手帳の1級から3級までの方の運賃を無料にしていますが、その他の公共交通機関で精神障害者の運賃を割引しているところはまだ少ない状況です。

条例施行を機会に移動の権利を保障するために、身体障害者、知的障害者と同様に、精神障害者に対する公共交通機関の「運賃割引制度」を一日も早く適用するようJR西日本、府内のバス会社等の公共交通機関に積極的に働きかけ、必要な支援を府として行うべきです。いかがですか、お答えください。

## 障害者相談等調整委員会には障害者団体代表も加えるべき

第三に、京都府障害者相談等調整委員会についてです。調整委員会は、不利益取り扱いに関する助言又はあっせん等を行い、障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議を行う重要な組織です。この委員は、学識経験を有する者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者、事業者を代表する者など15人以内の委員で組織することとなっていますが、障害者当事者の代表が参加することになっていません。この間の自立支援法をめぐる障害者団体の運動でも、障害者のことは障害者抜きに決めないでということがスローガンになってきました。障害者の権利擁護、不利益な取り扱いの禁止などの解決は、障害者抜きに決めるべきではありません。委員の中にこれまで条例づくりに関わってきた障害者団体代表も加えるべきです。いかがですか、お答えください。

## 精神科病棟の居住系施設への転換は看板の架け替えであり許されない

次に、精神科病棟を居住系施設に転換しようとしている問題についてです。日本の精神科病院には約35万の病床があり、そこで約32万人が入院しています。そのうち約20万人が1年以上にわたって入院しています。こうした長期入院は世界でも類がありません。また、すでに退院できるのに地域に受け皿がないために入院を余儀なくされている、いわゆる社会的入院の患者は約7万人と、その数は一向に減っていません。

そこで現在検討されているのが、病棟の看板をグループホームなどの暮らしの場にかきかえて病院の中に地域を持ち込もうという、あきれた施策です。厚生労働省は「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策にかかる検討会」を開催し、6月にも報告書を出そうとしています。

これに対して、障害者団体は6月26日に東京で緊急集会を開催し、精神科病棟の看板の架け替えは許されない、私たちのことは私たちを抜きに決めないでほしいとアピールしようとしています。

私は、この問題について、公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会の役員さんにお話を伺いましたが、精神科病棟を宿舎にすることはいかがなものか、病院は生活の場ではなく、心の治療の場、生活は地域社会にあると批判されました。また、国が「社会的入院が続くのは家族にも原因がある」と主張していることについて、親自体高齢で障害を持つわが子を看られないケースが多い事情を知ってほしいと訴えておられました。そして、自宅で子どもを看ている場合も、親が心の病気になるケースが増えて、うつ病から子殺しをする悲劇まで起きていると話されました。

そこで質問しますが、この精神科病棟の居住系事業に転換する方策についてどのように考えているのか、地域への受け皿をつくり、地域社会で生活できるような抜本策こそ検討すべきだと考えますが、いかがですか、お答えください。

## 精神障害者が地域で生活するための支援のネットワークづくりを

次に、精神障害者の地域での受け皿づくりについて、いくつか質問します。第一に、精神障害者の方が地域で生活していくためには、一人ひとりの精神障害者の方に対して、家族をはじめ、行政機関、医療機関、福祉事業者、家族会、NPO、専門家などネットワークの支援が不可欠です。そのコーディネーター役になるのが京都府だと思いますが、精神障害者支援のネットワークづくりの現状と今後の対策はどのようになっていますか、明らかにして下さい。

## 地域で生活する精神障害者の訪問看護ステーションの増設への支援を

第二に、地域で生活する精神障害者の訪問看護事業についてです。府立洛南病院の退院支援の取り組みについて病院関係者にお聞きしますと、長期に入院されていた精神障害の方を支援し、地域に帰る人が増えてきていますが、地域での自立生活を支援する訪問看護事業所が少ないことが大きな課題になっているということです。洛南病院自身も退院された方に訪問看護の支援を行っていますが、専門職員が少なく十分な活動になっていません。この際、府立洛南病院の中に訪問看護ステーションを整備し、退院した精神障害者の支援を強化すべきです。また、府内の地域で精神障害者に対する訪問看護事業を行うステーションを増設するために、本府としての取り組みを強化すべきです。いかがですか、お答えください。

## 精神障害者の府営住宅への単身入居の手続きの改善を

第三に、府営住宅への精神障害者の単身入居についてです。先日精神障害者手帳3級の方から相談があり、府営住宅の単身入居の申し込みをされましたが、京都府住宅供給公社が、精神障害者の方は入居できない規定になっているとして断ったとのことでした。しかし、府営住宅条例や規則で精神障害者の1級から3級までの方については、単身でも入居できる規定になっています。私は、住宅供給公社に、なぜ精神障害者の単身入居を断るのか聞きましたが、「サポート体制が取れていないため」と説明しています。

相談を受けた方は、バスの運転手もされ、単身の自立生活を送っておられ、サポート体制がいない方です。条例で入居者資格を除外すると規定しているのは、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者、つまり「常時要介護者を除く」としているのです。この規定を正しく運用し、介護が必要かどうかの個別事情を確認し、介護の必要がなければ入居手続きを進めるようただちに改善を図るべきです。いかがですか。

また、公社が出している府営住宅の募集案内書では、単身での入居申し込み資格の中に、身体障害者手帳の交付を受けている人は書かれていますが、精神障害者や知的障害者の手帳の交付を受けている人は書かれていません。間違った運用は改めるべきです。いかがですか。

## 精神障害者の民間アパートへの単身入居の公的システムづくりを

第四に、民間の賃貸アパートへの単身入居についてです。保証人がないと入れない場合が少なくないと聞いています。家族会にも相談が寄せられ、家族会として緊急連絡先になって入居できた例があると聞きましたが、入居を支援する公的なしくみがなく、改善すべき課題です。

岡山では、特定非営利法人、おかやま入居支援センターが、入居希望者本人を取り巻く支援ネットワークを形成し、NPOが連帯保証人になる支援の仕組みがつくられています。平成24年度末までに約130件の相談があり、うち約80名に支援を行い、安定的な生活を見守っています。その間、精神科医療機関、福祉事務所、介護支援事業者、成年後見人等と連携を取りながら支援ネットワークを構築し、精神科長期入院からの

地域移行支援、高齢のホームレス支援、発達障がい者の入居支援など、これまで地域で暮らすことが難しいとされてきた人たちの支援を続けています。

このような事例も参考にし、京都府内で精神障害者の支援ネットワークをつくり、民間賃貸アパートで単身生活ができるようにシステムづくりを行うべきだと考えますが、いかがですか。

## グループホーム増設とスプリンクラー整備への補助の拡充を

第五に、精神障害者が入居できるグループホームなどの生活施設の整備についてです。現在京都市を含む府内に96カ所のグループホームが出てきていますが、家族会のみなさんにお聞きしてもまだまだ不足していると聞きます。府の担当者に聞きますと、施設整備の希望が多いのに、予算が少なく採択できない状況があります。グループホームの増設に向けて予算の増額を図るべきです。いかがですか。また、消防法の改正でスプリンクラーの設置が義務付けられていますが、入所者6～7人のグループホームで600万円程度かかるなど事業者にとって大きな負担になっています。スプリンクラー整備への補助を拡充すべきであると考えますが、いかがですか、お答えください。

### 京北町の山地災害危険地区

## 危険防止の治山対策の予算を増額し、抜本的に強化すべき

最後に、山地災害危険地区の対策についてです。山崩れや地滑り、土石流が発生した場合、人家や公共施設に被害が及ぶ恐れが高い地区、また、過去に実際に被害があった地区について京都府が調査し、その危険度が一定以上のものを山地災害危険地区としています。京都府内の山地災害危険地区は、平成19年10月現在の府の資料で、山腹崩壊危険地区が2,793カ所、崩壊土砂流出危険地区が2,223カ所、地すべり危険地区が25カ所、合計5,041カ所あります。

私は、山腹崩壊危険地区に指定されている地元右京区京北中江地区の山林の災害現場を、地元代表の案内で視察しました。現地は、京都府の治山ダムの下流で、今年の台風の豪雨で谷川の護岸が崩壊し、大量の土砂が林道下の排水管を埋めていました。そして激流が下流の治山施設の護岸を破壊していました。今後ゲリラ豪雨が起きれば、土石流の危険があると感じました。

この林道を管理する天童林道管理会は、土砂の撤去への支援や谷川の治山施設としての整備を京都府に要望されています。本府として、山地災害の危険を防止するため、こうした要望にこたえ、必要な支援や治山対策を講じるべきだと考えますが、いかがですか。

同時に、府内の山地災害の危険個所の治山対策の現状について本府に問い合わせますと、危険個所で対策が講じられているのは3分の1にとどまっています。最近の豪雨による山地災害が増えている中で、住民の安心安全を確保することは極めて重要な課題となっており、予算を増額し、危険防止の治山対策を抜本的に強化すべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

### 答弁

#### 障害者の施策について

【知事】京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例についてであります。来年4月からの条例施行に向けて、今後、府民に広く周知していくことが大変重要であります。このため京都府では、現在条例の趣旨をわかりやすく解説したパンフレット等を作成し、来月中にも振興局や市町村の窓口への配架や各種イベント等でも配布を進めることにしております。

また、事業者が社会的障壁を除去するために行う合理的配慮のコーディネートを盛り込んだガイドラインにつきましても、秋頃の策定をめざして、現在取り組みを進めております。ガイドラインを活用した説明会を今後出来次第府内各地で開催いたします。

それから、啓発活動でありますけれども、こちらの方は12月の障害週間に合わせまして、重点的な広報啓発に取り組む予定にしております。こうした啓発活動を通じまして、障害当事者や事業者をはじめ、多くの府民の方々に条例の理解を深めていただきたいと考えております。

京都府障害者基本計画についてですが、この策定にあたりましては、障害当事者や事業者、関係団体等から意見をお聞きしながら、障害者の就労促進など共生社会の実現に向けて、今後5年間に取り組むべき総合

的な施策を盛り込むこととしております。年内を目途に中間案を策定いたしまして、府議会のご意見をたまたわるとともに、1月ごろからパブリックコメントを実施し、年度内に計画を策定していきたいと考えております。

また、精神に障害のある方に対する運賃割引についてでありますけれども、いままではたぶん身体障害者などと比較した場合の移動の難しさの問題ですとか、以前、精神障害者の保健福祉手帳に写真がついていなかったので、身元確認がというような話があったようでありますけれども、18年10月からもう付いたようでありますので、これを契機に国におきましても鉄道事業者等への働きかけが始められております。私どもも、一つの都道府県ではなかなかJR等はすぐうまくいきませんので、**16 大都道府県**の障害福祉主管課長会議等でこの要望をまとめまして、いま国等について、この要望を行なっているところであります。

また、障害を理由とした不利益取り扱いに関する助言あつせんを行う京都府障害者相談等調整委員会の構成等については、第三者機関でありますから、公平性と中立性をどう確保するかということが一番問題になってくると思います。例えば、労働委員会なんかは有識者と経営者と労働組合側というような形になっておりますけれども、こういった形が良いのか、具体的には来年度の条例施行にむけて、議会のご意見も踏まえ、これから検討を進めてまいりたいと考えております。

**【健康福祉部長】**精神障害者対策についてであります。京都府では近年精神疾患が増加するなか、昨年3月策定の保健医療計画において、精神疾患の予防や早期相談、早期受診対策から退院後のデイケアやアウトリーチの充実、また、受け入れ環境の整備や就労支援など地域生活を支援するための総合的な施策を盛り込み、積極的な取り組みを進めているところであります。現在国において、長期入院患者の地域移行にむけた具体的方策に関する検討が行なわれているところでありますが、京都府といたしましては、精神に障害のある方が地域で安心して暮らしていくことができるという視点に立って、関係団体のご意見も十分お聞きするなかで、しっかりと論議されるよう国に対して強く求めてまいります。

また、精神障害者支援のネットワークづくりについてであります。京都府ではすでにすべての障害福祉圏域に医療、福祉、行政、関係団体等で構成する自立支援協議会推進部会を設置しているところであり、今後ともこの協議会を通じて、情報の共有や困難ケースにおける連携方策について検討を進め、いっそうの支援強化を図ってまいります。

また、府立洛南病院は府内唯一の公立精神科病院として民間病院では対応困難な精神科救急等の提供とともに社会復帰を促す訪問看護にも取り組んできたところであります。

昨年8月に設置した21世紀の少子高齢化にふさわしい府立洛南病院の整備構想懇談会の場においても、地域の医療機関等といっそう連携し、地域生活と社会復帰を支援していく体制を構築すべきとのご意見を伺っており、今後とも訪問介護体制の強化に取り組んでまいります。

また、精神障害者等訪問看護ステーションについては、これまでから府独自の助成制度を設け、整備をすすめてきたところでありますが、今後とも府看護協会など関係団体とも連携し、さらなる拠点整備にむけて取り組んでまいります。

精神に障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、府民の理解促進を図っていくことが大変重要であり、今後とも不動産事業者をはじめ、府民の方々への啓発事業にしっかりと取り組むとともに、単身入居者への支援方策について今後検討してまいりたいと考えております。

また、京都府では国の制度を積極的に活用し、グループホーム等の整備を進めてきたところでありますが、今後とも国に対して補助対象の拡大や補助額の増額など十分な財政措置を講じるよう強く求めてまいります。

あわせて、スプリンクラーの設置についても、昨年4月から補助対象の拡大を図ってきたところであり、今後とも事業者の要望にしっかりとこたえてまいります。

## 山地災害危険地区の対策について

**【農林水産部長】**山地災害危険地区の対策についてであります。議員ご指摘の地区については、これまでから30基以上の治山施設を設置し、土砂流出防止に対して機能を発揮していることを確認しております。

京都林務事務所が現地を調査したところ、治山ダム下流の溪流の部分が小規模に崩れ、土砂が林道のため柵を埋め、路面を水が走る状態になっておりますので、林務事務所が支援し、林道管理者の京北森林組合において、土砂の撤去が実施されたところであります。今後とも治山施設の状況を確認するとともに、林道の適切な管理について技術的な助言をしてまいります。

治山対策の強化については、災害からの早期復旧や未然防止、減災対策のため、予算をこの2年間で2割弱程度増額してきており、市町村からの要望にこたえて治山ダムなどの設置に取り組んでおります。

治山事業を実施する場合、保安林の指定が前提となりますが、山地災害危険地区で保安林が指定がされている地区のうち、約8割ですでに事業を実施してきたところであります。今後は、今議会で審議をお願いしている森林法に基づく保安林の指定等にかかる手続きに関する条例を制定し、所有者が特定できないなど保安林指定が進まない地区についても指定を円滑に進め、治山事業を積極的に推進ことにより、府民の安心安全を確保してまいります。

## 障害者の府営住宅への単身入居について

**【建設交通部長】**精神に障害がある方の府営住宅への単身入居についてですが、平成17年の公営住宅法施行令の改正及び国の通知によりまして、精神障害の1級から3級までの方につきましては、市町村の福祉部局につきまして、常時の相談体制や緊急時の医療機関等の体制などのサポート体制確認のうえ、単身入居の可否を判断することとされておりました。平成23年の地域主権一括法の関連で、公営住宅法の施行令が改正されまして、京都府の条例及び規則で同じ内容を定めるとともに、国の通知をもとに基準を変更せず、引き続きサポート体制の確認を前提とした制度として運用を行なってきたところでございます。しかしながら、京都府として「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を定めたところであり、この制度を改善してもっと充実した対応が出来ないかの認識のもと、自立生活ができるかいなかの判断や、サポート体制が必要な方のサポート体制構築について、市町村の福祉部局との連携強化による仕組みづくりができないか、検討を進めてきたところでございます。自立生活ができるかいなかの判断につきましては、京都市においては市営住宅入居について、市が設置し社会福祉法人が受託運営している障害者地域生活支援センターが面談を行ないまして、自立生活の可否の判断をしたうえで、サポートが必要な方については、サポート体制の提供を支援しているという実態がございまして、このため京都市の市営住宅におきましては、サポート体制を前提としないケースも認められるようになったところでございます。こうしたことを踏まえまして、市町村ごとの福祉部局の体制の問題は残っているところではございますけれども、今後、京都府の健康福祉部や市町村の福祉部局といたそう連携をいたしまして、府営住宅への精神に障害のある方の単身入居につきまして、より充実した対応ができないか検討してまいりたいと考えております。なお、最近府営住宅の管理代行をしている京都府住宅供給公社におきまして、意思疎通がうまくいかずしっかりと説明ができなかったというケースがあったと承知しておりまして、その方には後日改めて面談し、サポート体制を確認した上で入居申し込みの可否を判断するということにつきまして、ご説明しご理解いただいたところでございます。

また、議員ご指摘の募集案内書につきましては、精神に障害のある方すべてが単身入居可能というわけではなくて、サポート体制の確認が必要であるということ、また、市町村の福祉部局におけるサポート体制がまちまちであるという状況にかんがみまして、ご相談をいただくということを前提とした記載としていただいておりますが、市町村の福祉部局とも相談の上、よりわかりやすい表現となるよう改善してまいりたいと考えております。

## 障害者の施策について再質問・要望

**【かみね・再質問】**まず、京都府障害者相談等調整委員会の委員についてですが、条例の第2条で、全て障害者は社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されると明記されております。この規定に基づいて、障害者当事者団体の意見を積極的に聞いて進めていく、そういう体制をしっかりと確立するよう要望しておきます。

再質問ですが、この精神障害者の運賃割引制度について、まとめて国に要望しているとのことですね。京都府内の事業所に個別には要請されていないのか、その辺りははっきりしなかったのですが、京都府内ではJRもJRバスも民間のバスもできていない状況ですので、国から働きかけるのはもちろんなのですが、府独自に条例も作ったわけなので、個別の交通事業者にやはり働きかけていただきたいと思うのですが、この点については再度質問したいと思います。

それから、精神障害者の府営住宅への単身入居の問題ですが、介護が必要かどうか、介護が必要ならどういうサポート体制をとるのか、そのしくみづくりを検討中とのことでしたが、それはそれとして速やかに検

討ししくみを確立するよう求めておきます。しかし、先ほど説明もありましたけれども、現に介護の必要のない方まで入居を受け付けられないという事態がおこりました。そういう介護の必要のない方については、そのことを個別に確認をして、速やかに入居手続きが進められるような改善が必要だと思っておりますので、そこは念のためその点を再確認のためにご答弁をお願いします。

**【知事・再答弁】**（障害者の交通機関の）割引制度であります。個々の事業にやっていくような話ではなくて、会社全体でやっていかなきゃ、これはなかなか進まない話なので、そしてそれもJR等は都道府県をまたいでいるところですから、そういった点で我々は16の都道府県が集まった福祉の主管課長会議でこれをきちっと決めて、そして国に対して要望しているということでもあります。

**【建設交通部長・再答弁】**介護が必要かどうかという判断につきましても、市町村の福祉部局で判断いただかないといけないと考えているところであり、市町村の福祉部局と一緒連携いたしまして、府営住宅への精神に障害のある方の単身入居について、より充実した対応ができないか検討してまいりたいと考えているところでございます。

**【かみね・要望】**（精神障害者の運賃割引制度については、）いくつかの都道府県でまとめて、国に要望しているということでしたけれども、国から働きかけがされていると思うのですが、それでいま全国で2～3割という状況で、府内でも多数がやられていないということですので、京都府独自に府内の事業所に対して、やはり働きかけるといことはやっていただきたいと思っております。

障害者の権利を保障していくためには、やはり障害者のみなさんの参加を保障して、意見を尊重して進めることが不可欠です。この点をしっかり踏まえて、条例が生きたものとなること、そして、運賃割引制度や府営住宅の単身入居などの例をあげましたけれども、障害者の方々の社会参加の障壁を取り除くために、京都府が率先をしてこの問題解決に取り組むよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ご清聴まことにありがとうございました。

## **ばば こうへい（日本共産党・京都市伏見区）2014年6月26日**

日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問します。

### **公共事業のあり方について**

**【ばば】**まず、公共事業のあり方について伺います。

私は、議員としての最初の質問で、住宅の建設・維持管理、道路や河川などの整備や維持管理などの地域の安心安全に、責任と誇りを持って働く土木建築労働者・職人の果たす重要な役割について質問をしました。当時の建設交通部長は、土木建築職人の文化財や京町家を支える高い技術や、住宅の安心安全、街の景観を守るかけがえのない役割について認められました。

建設交通部長の答弁にあるように、地域の土木建設業と、そこで働く労働者・職人のみなさんは、地域の安心安全、京都の町並みや住文化を守るという役割に誇りを持って働いていらっしゃいます。しかし、アベノミクス経済政策で、大量の公共事業の発注と、消費税増税の駆け込み需要とで大手ゼネコンを中心に大きな利益を上げる一方で、現場の職人の中では「確かに忙しいが、貧乏暇なしになっただけ」「工期が短い現場が多く、知り合いに応援を頼むが、人件費がかさんで赤字になることが多い」と言う悲鳴にも似た声が上がっています。他の産業と比べても極めて低い低賃金とその常態化が、職人の暮らしはもちろん、業界の高齢化と次の世代を担う若い労働者の減少となって業界の行く末まで暗いものになっています。この状況を放置すれば、これまで地域の土木建設業、そこで働く労働者・職人が誇りと責任を持って担ってきた地域の安心安全や、京都の住文化を守っていくことすら困難な状況になるのではないのでしょうか。そのようなときに、本府にはどのような対策が求められているのでしょうか。

## 公契約大綱実施後も下請けにしわ寄せ。早急に実態調査し対策を

### 賃金底上げ、若手職人・労働者の確保へ、公契約条例が不可欠

本府では、一昨年から公契約大綱が実施され、ダンピング対策、府内企業の活用、下請けへのしわ寄せ対策など、公共事業を通じた業界の対策が進められてきました。特に、下請けへのしわ寄せ対策では、下請け次数の制限や、相談窓口の設置などが行われています。

しかし、公契約大綱が実施されて以降も、現場では元請け企業からは、「労務単価は着実に上がっている」と言われる一方で、現場の職人さんからは「変わっていない」という声が聞かれます。また、府発注の現場に入っている事業所からは、「2次下請けが支払いをしてくれない」といった不払いの相談や、「元請けから建退共証紙の辞退届けが送られてきて、提出するように言われている」というような相談まで寄せられています。建退共は、建設業で働く労働者の福祉の増進を目的に作られた退職金制度で、府の発注する工事の工事費の中には、共済掛金も含まれており、証紙は当然交付されるべきものです。こうした不払いや建退共証紙の辞退強要が、全ての現場で起きているとは思いませんが、これまで以上に詳細な調査を早急に行うべきではありませんか。いかがですか。

この間、公共事業の増加、消費税増税による駆け込み需要、2度にわたる設計労務単価の引き上げなどによって、本府発注の公共事業の落札率は、90%近くにまで上昇しています。しかし、その上昇は末端にまでは届いていません。安全な施工の確保、下請けへのしわ寄せを防ぐためにも、下請けへの支払いの状況を、正確に把握する必要があるのではないのでしょうか。そのためにも、法定福利費などの内訳を明示した標準見積書の活用と元請け企業からの提出を求めること、その上で、設計金額と賃金水準のズレがある場合には、立ち入り調査や是正勧告などの対策を打つべきと考えます。いかがですか。

公契約大綱では、賃金の底上げや若い労働者の確保などの問題の解決は見えてこないのが現状です。改めて、賃金の底上げも含めて強制力のある公契約条例の実施が不可欠と考えます。知事のご所見をお聞かせください。

### 高い技能・経験の継承へ、若手職人の育成に府として支援を

若手職人・労働者の確保は、技術の継承にも大きく関わります。京都の文化財や、町家を支えてきた技能は、職人の高齢化の中で失われつつあるのが現状です。文化都市京都として、長い歴史の中で培われてきた高い技能・経験を継承していく。そのための本府独自の取り組みが必要ではないのでしょうか。高い技能・経験を持つ職人が若者を雇い入れることを、助成金を作るなどして応援すべきと考えます。いかがですか。

### リニア等、府民に膨大な負担強いる不要不急の大型事業はやめよ

### 府民の安全へ、身近な公共事業を計画的に地元建設業者へ発注を

また、地場のゼネコンなどが、新たな技能労働者を雇い入れていくためには、賃金の引き上げと同時に、適正な利益が確保できる落札率、そして、中長期的な計画の中での安定した仕事量の確保が必要です。そうした意味では、危険な河川や府道の改修、橋梁などインフラの維持管理は、府民の暮らしの安心安全はもちろん、地域の土木建設業の健全な育成の上でも極めて重要な役割を果たします。計画的にしっかりと発注をしていくことが必要です。しかし、この間、国の予算の関係もあり河川改修費などはどんどん削られてきました。改めて不要不急の公共事業ではなく、身近な公共事業を地域の業者へと発注していく公共事業のあり方が求められています。

そうした中で、国では財界の要望も受けて、リニア新幹線計画を推進する動きが慌ただしくなっています。本府も関西広域連合などと一緒になって、計画の推進や前倒しを国に求めています。この計画は、大部分は大深度の地下のトンネルという、一部のスーパーゼネコンの仕事にしかない事業である上に、現行新幹線の3倍に上る莫大な使用電力、東京ドーム51杯分にも及ぶ残土の処理、強力な電磁波の影響、騒音・振動、トンネルを掘ることによる地下水などへの影響など問題は山積です。しかも、朝日新聞が3千人の読者を対



象に行ったアンケート調査では、リニア新幹線建設が必要だとした人は、「どちらかと言えば必要」も含めても37%、「不要」「どちらかと言えば不要」が54%となっており、その必要性すらも疑われる事業です。しかも、京都誘致となれば地元自治体の負担が莫大なものになり、そのしわ寄せは本来進めるべき身近な安心安全対策など、地元企業の仕事となりうる事業の削減につながります。建設業界が抱える、低賃金と若手労働者不足という問題の解決にも逆行するものです。こんな大義もない事業の推進を国に求めるのではなく、例えば、雇用では3万人の正規雇用を新たに生み出していくことを掲げ、公共事業を担う優良な企業の確保を掲げるのであれば、その目標をどう建設業界の中で達成をしていくのか、具体的な計画を持って地域経済の振興に本気で取り組むことこそ必要です。いかがですか。

## ブラックな働かせ方の根絶へ京都府の役割発揮を

【ばば】次に、ブラックバイトについて伺います。

ブラックバイトとは、学生アルバイトを中心に広がっている、サービス残業やシフトの強要、暴力など、学業や学生生活にまで支障をきたすような違法な働き方をさせるアルバイトのことを指すとされています。私はこの間、学生を中心にブラックバイトの現状についてお話を伺いました。「シフトが無理矢理組まれて、授業やテストに出られないことがある」「辞めたいと言ったら違約金を払えと言われて辞められない」「ミスをしたらペナルティとして罰金をとられる」「去年の4月に内定をもらった会社で、『研修』として1年間無給で働いた」といった事例が次々に出てきました。多くの学生が「珍しくない」と語っていたことから、決して一部の話しではなく学生の中に、深くこうした状況が広がっているのです。こうした背景には、非正規の割合が本府で42%とも言われ、全国平均でも4割近くになっていることに見られるように、アルバイトなどの非正規が、雇用の基幹的な部分を担うようになってきていることが、学生アルバイトも含めた労働環境の悪化につながっていること。特に学生アルバイトに多いチェーン店では、「一つの店舗の中に正社員はわずか数名、その他の大部分をバイトなどの非正規が担う」という構造が一般的になり、アルバイトであろうと「時間帯責任者」などの役職が付けられ、過大な仕事や責任が押し付けられ、学業や学生生活を圧迫する。国民の所得が下がり続ける中で、実家からの仕送りの減少などにより、学生アルバイトは学生生活を送る上でも欠かせないものになり、アルバイトに依存せざるを得ない、アルバイトを辞められない生徒が増えていくこと。など、様々な問題が複雑に関係しています。奨学金はせめて「無利子」にし、給付制が当たりまえにするなど、学費負担の軽減する取り組みを抜本的に進めることをはじめ、幅広い対策が必要です。企業はもちろん、国や行政が問題の解決に向けて共に取り組まなければいけません。

そのためにも、先日の代表質問で、我が党の光永議員も触れましたが、行政としてブラック企業や、ブラックバイトなどの違法・脱法な働かせ方を許さないという知事の強い決意が必要だと考えます。京都府が「ブラック根絶宣言」を行い、根絶に向けて先頭に立つべきではありませんか。知事の決意をお聞かせください。合わせて、「ブラック根絶宣言」の認証制度を作って、事業所の認証を行い、京都府全体での大きな波を作る取り組みを進めるべきではありませんか。いかがですか。

また、学生に話を聞く中で感じたのは、権利教育も重要だということです。シフトの強要や、サービス残業、ミスに対する罰金などの異常な状況も、「バイトだから仕方がない」と諦めている学生が少なからずいます。本府では労働教育については、希望する高校や大学での出前講座などを行っています。こうした取り組みは、さらに進めることは必要だと思いますが、副読本などを作り、学校教育の中でもしっかりと位置づけ、全ての生徒が権利を当たりまえのものとして身につけていくことが、そもそも必要ではないでしょうか。いかがですか。

今議会に提案されている、補正予算案には「若者等就職支援条例（仮称）検討費」が盛り込まれており、今後条例制定に乗り出すこととしています。担当している部局で、その方向性についてお話を伺うと、「就職困難者への支援が中心になる」とのことでした。しかし、ブラック企業やブラックバイトなどが大きな社会問題となり、青年雇用・労働の中に深く入り込んでいることが明らかになる中で、これまで通りの、就職困難者支援の政策を焼き直しただけでは、問題の解決が難しいことは明らかです。若者の就職支援の条例制定に踏み出すのであれば、我が党も長年求め続けてきましたが、今年度から3万人という正規雇用の目標を持つと言った以上、「企業が青年労働者を正社員として雇用し、しっかりと育成していくことが大切」だという位置づけが、条例の柱として必要なのではないのでしょうか。いかがですか。

また、条例の制定にあたっては、若者もメンバーの中に入れて、当事者の声をしっかりと反映するべきと

考えます。いかがですか。

**【知事】**公共事業のあり方について、京都府では公契約大綱に基づき、元請け下請け関係適正化及び労働環境の確保に関する指針を策定し、指針の遵守徹底を図るとともに工事完成時において、しっかりとした形で、例えば、不払いの問題や建設業退職金共済制度についても履行確認を行っているところです。

労働者の賃金につきましては、国とともに府内約4,000人の下請け労働者も含めた抽出調査を実施しております。昨年10月の調査で日計賃金の平均、約6.2%の上昇を確認したところで、これをもとに本年2月に設計労務単価の引き上げを実施したところです。

このように、公契約上の義務が確保されている以上に法律上の義務をどう課すのかということについては、この理由をきちっと明らかにすべきでありますけれども、公契約の方が賃金が高く民間の方が低いという形というのは、やはり今、民間を全体として圧迫している中ですので、これ以上やっていくことはない。やっぱり、公民通じてきちっとした対策を講じていくというのが、私は筋だとおもっています。

正規雇用3万人につきましては、平成25年度に第4次京都府雇用創出就業支援計画を策定し、人づくりからマッチングの強化、就職後の処遇改善、定着支援に取り組んでいるところです。特に建設業は、労働者の高齢化が進展しておりますので、技術の継承と新規就業者の確保は重要な課題であります。このため今年度、地域人づくり基金を活用し、若年者を期間雇用して人材育成を行う企業の支援の他、在職者の賃金引き上げに向けた経営改善や資格取得に対する支援等、建設業に関する人づくりを積極的に進めているところです。

公共事業は、まあ、人体と似ているところがありまして、毛細血管だけでは成り立たないわけでありまして。大動脈や大静脈があって初めて身近な事業が生きてくるというふうに私は考えております。

ですから、京都南部豪雨の時も被災地への唯一のアクセスが京滋バイパスだった地域、こういった中で安心安全が守られるというふうに思っておりますので、そういうバランスの問題だと思います。

リニアの問題に関しましては、建設はJR東海でありますけれども、私どもといたしましては、その経済効果というものを研究会をつくってしっかりと検証したうえで、この誘致を進めているわけでありまして、公共事業費の問題だけではないということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

今後とも、アセットマネジメントによる、中長期的な視点による管理計画の策定など、安定的な公共事業費の確保に努めますとともに、府内企業への発注の徹底など公契約大綱に掲げた施策を着実に実施することで地域を支える優良な建設業の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

**【商工労働観光部長】**ブラックバイト、ブラック企業について、若者等を使い切りとするいわゆるブラック企業は、不法行為でございまして、宣言するまでもなく当然認められないものであります。

また、ブラック企業ではない、不法行為をしていない、といった印象を与えること自体も不自然ではないかというふうに考えられます。このため、代表質問で知事から光永議員のご質問にお答えしたとおり、京都府では、窓口等での相談の結果、違法行為がある場合には規制権限を持つ労働局を始めとした関係機関と連携して、コンプライアンスの徹底を図る等、しっかり対応しているところであります。

また、企業がブラック企業とならないように「若者等就労環境向上推進事業」によるアドバイザーの派遣や若者の定着支援につながる取り組みへの助成等を実施しているところでございまして、これまでから「若者応援企業宣言事業」を展開する労働局とも連携して、若者が働きやすい労働環境の実現に向けて全力をあげて取り組んでいるところであります。

労働教育について、府立高校においては学習指導要領に基づき、現代社会では雇用労働問題、政治経済では雇用と労働をめぐる問題について実際の授業の中で理解が深まるよう取り組みを進められているとことです。加えて京都府では、さらにそうした知識を深めていただくため、労働条件や給与、各種保険などの具体的な事例をまとめた専用テキストを使った出前授業を高校・大学等の現場で、学校教育とも連携して実施しているところであり、平成25年度は59回、4,000人近くの方々に受講をいただいたところです。

若者等就職支援条例について、この条例の中では、多様な働き方がある中でキャリア形成を応援する等、若者が将来にわたって希望をもって働けるよう支援する条例にしなければならないと考えております。こう

したことから、正社員への就職を求める若者については、その実現を図ることを当然、条例の柱の一つに据えてやっていきたいと考えています。

また、ひきこもりの方、コミュニケーション能力の不足など、就業に際して課題を抱えておられる若者をはじめ、条例制定にあたっては幅広い府民の声をお聞きしていく考えです。

**【ばば・再質問】**公共事業について、現状については確認を行っているとの答弁でしたが、我が党議員の代表質問への答弁でも「バランスの取れた入札契約制度の構築」、「元請け下請けの関係の適正化」の取り組みはすでにやっている、運用の問題だと言われました。

それであれば、先ほど紹介したような現状についてしっかりと掴んでいるのかどうか。私はお聞きしたいと思います。末端賃金が上がらないことはもちろん、今はまだ仕事が一応ありますが、消費税の駆け込み需要が落ち着き、現場の職人は「5%のときもそうだった。これからどうなるのか。」という不安の声があがっております。それと同時に、職人さんが誇りを持ってやっている仕事が、現状では「自分の子どもには勧められない」という声があがっているわけです。この現状を改善しなければ、知事が言われるようなバランスの取れた入札制度も、元請け下請け関係の適正化も意味を成さなくなるのではないかと思います。こうした中で、島根県では、標準見積書を活用して職人の賃金の現状を県としてつかむ努力が始まっています。現状を踏まえるために、さらに積極的に府として末端への支払い状況も含めてつかむ努力が必要ではないかと思っておりますが、いかがですか。

ブラックバイト等について、アドバイザーの派遣を行って、ブラックにならないようにしているとの答弁でした。併せて、違法なものは当然、取り締まっていくのだと、知事の代表質問での答弁を引き合いに出して答弁されました。しかし、ブラック企業やブラックバイトと言われる働かせ方は、今あるものを取り締まり無くしていくことはもちろんですが、企業がブラックにならないようにしていく対策が必要です。アドバイザーの派遣で本当にブラック企業にならない対策となっているのか。現状として、問題が新しく出てきている中で更なる取り組みが必要ではないかと思っておりますが、どのように考えておられますか。答弁をいただきたい。

**【知事・再答弁】**賃金水準については先ほど申しましたように国とも連携して、抽出調査を行っておりますとともに、下請け次数の制限を行い、その中で請負の次数を超える場合、工事着手前に重層下請理由書と賃金水準がわかる資料、賃金台帳等の提出を求めているところであります。こうした中で、しっかりと賃金関係が構成できるように努力をしているところであります。

**【商工労働観光部長・再答弁】**先ほども答弁したように、違法行為がある場合は、規制権限をもつ労働局を始め関係機関と連携して対応するとともに、企業がブラック企業にならないように社会保険労務士など専門家の派遣、あるいは設備の支援等を行いまして、誰もが安心して働けるよう、働き続けられるよう、労働環境を良くするように全力で取り組んでいるところであります。

**【ばば・指摘要望】**ご答弁をいただきましたが、公契約について、国ともしっかりと連携をとって対応していくのだということでしたが、現状では、対策を進めていても、現場では、賃金の引き上げが行われているにも関わらず現場の職人は「変わっていない」という声があがっているわけです。しっかりとした対策が必要です。改めて、現状をしっかりと掴む詳細な調査が必要だと思いますので、強く求めておきたいと思っております。やはり、掴んだ現状をしっかりと改善をしていくためには、強制力を持つ条例の制定が必要です。この点についても前向きな取り組みを早急に進めていくことを強く求めておきます。

ブラックバイト等の件ですが、同じ答弁が繰り返されましたが、現在取り組んでおられるもとでもブラックバイト等の問題が発生しています。アドバイザーの派遣で本当にこの問題が防げるのか、問われています。労働局と一緒に取り締まりを行っていくことは確かにできるかもしれないが、ブラックな働かせ方を生み出さないという取り組みを更に強力に進めていかなければ、結局はイタチごっこになり、その問題の被害は学生であり、若者の労働者へ行くこととなります。ブラックな働かせ方は根絶する、その決意をもって、改めて取り組みを強めて行くことを強く求めて、次の質問にうつります。

## 観月橋北詰付近の危険な交差点の改良について

**【ばば】**最後に、地元の問題について伺います。

伏見区の、外環状線の観月橋北詰交差点は、外環状線と国道24号線が交差する非常に交通量の多い交差点です。加えて、側道などいくつもの道路が接続し、京阪電車の踏切との関係なども相まって、対策が極めて難しい交差点でもあります。しかし、地域の住民にとっては、事故の多発や交通渋滞の頻発など、交差点の更なる改良は根強い願いです。現時点での考えをお聞かせください。

今回は、具体的な点について1点お聞きします。

現状の交差点の信号プログラムでは、約10分間隔で運行している京阪電車の踏切が閉まる際には、上り下りの電車の通過、国道24号線の信号が青になる間、平均約5分以上もの間、東西方向の歩行者用信号は赤となります。

地域の人たちの中からは、外環状線を国道24号線側に左折する車がそれほど多くないことなどもあり、「車が来ないのに、なぜ信号が赤なのか」「信号プログラムがおかしいのでは」「信号無視を誘発している」と言った声が上がっています。実際に朝夕の通勤通学・帰宅の時間帯には、自転車や歩行者などが信号無視をして24号線を横断する姿が多く見られるのが現状です。

現状では、高齢者などにとって極めてわかりづらく、しかも、信号無視を誘発するような状況で、いつ事故が起きてもおかしくない状況で、対策は急がれるのではないのでしょうか。同じように矢印信号のある交差点でも、矢印信号が出ているときにも、歩行者信号が青になっている交差点などもあります。歩行者と車両の分離ということであれば、左折車両の通行量も見ながら左折矢印の時間を調整するも考えられます。こうしたことを考えれば、歩行者の横断時間を確保することは、決して不可能ではないと考えますが、警察本部としてこの現状をどのように認識をされているのかお聞かせください。

**【警察本部長】**当該交差点は、議員ご指摘の通り国道24号と外環状線とが交差する広大な交差点に、外環状線の南北の側道が取りつき、更には南詰直近に踏切が設置されている複雑な形状であることから、当該交差点の交通問題は、道路管理者や地元等と統合的に取り組むべき課題であると認識しています。

議員ご指摘の交差点北詰の歩行者用信号の問題については、こうした現状を踏まえ、複雑な交通の流れを管理するための特殊な信号制御や交通規制を行う一方で、鉄道事業者と協議をしてダイヤ調整を行っていただいております。踏切の遮断回数を出来るだけ少なくすることにより、北詰の横断歩行者の利便を図る等、総合的に措置を講じているところです。歩行者の安全と車の円滑化を図るためには、現状の信号機運用が最適であると考えています。

**【ばば・指摘要望】**ご答弁をいただきましたが、先程ご紹介したように、今の状態では非常に危険な状況が散在しています。現状では、「信号無視が頻発する」、「信号無視を誘発するんだ」という地元の方の指摘もあります。私が紹介したいいくつかの対策は十分の検討できることだと思いますので、早急に対策を進めていただきたい。交差点自身の改良は地元の根強い要望であります。ご答弁では、道路管理者、地域を含めた検討が必要とおっしゃっていましたので、この点についてもしっかりとした対策を進めていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

**障害のある子どもたちに行き届いた教育を**

**南部の特別支援学校の施設整備を早急に**

【山内】日本共産党の山内よし子です。通告に基づき知事と教育長、理事者に質問します。

最初に特別支援教育の充実について伺います。

府内の特別支援学校に在籍する生徒の数は年々増え、平成20年度と比べても昨年度は1489名と200名以上増加しています。そのために特別支援学校の過密化が大きな課題となっています。この間、わが党議員団は南山城支援学校の過密化について、南部にあらたにもう1校特別支援学校が必要であると指摘してきました。

すでに南山城支援学校は180名規模の学校に現在227名もの児童生徒が在籍しており、自立訓練室の北側や運動場の一角にプレハブが合計3棟立っています。今年度にはもう1棟プレハブが建設されますが、グラウンドは現在1周125メートルのトラックしか取れない状況ですが、これ以上グラウンドを狭くすることは、子どもたちの発達保障に影響があります。とくに高等部の生徒が増えていて23年度は44人でしたが25年度は69人に、26年度は78人と増えており、体も大きくなり、運動量も格段に増えてくる生徒もいる中で、広い運動場でおもいきり体を動かすことが必要です。宇治支援学校ができる前には児童生徒数が240名をこえた時がありましたが、その時には隣接地に土地を借りて職員室を設置し、空いた職員室をクラスに転用するなどしていましたが、今回プレハブを敷地内に建設すると、その当時より教育条件が悪化します。

知事は知事選挙の公開討論会の中で、南部への支援学校の増設について、将来的にその展望の中で新しい増設も必要、との認識を示されましたが、子どもの成長は待ってくれません。プレハブも限界です。

そこで知事に伺います。必要性は認めておられると思いますが、それならば「将来的に」と先送りせず、早急に南部の支援学校の施設整備を行うべきと考えますがいかがですか。

また、南部に新しい支援学校が開設されるまでの間、南山城支援学校については、隣接地の借り上げや分教室の設置など、緊急措置を取るべきと考えますがいかがですか。

**通級指導教室には実態にみあった教員配置を**

次に通級指導教室の拡充についてです。

通常学級に在籍する支援が必要な児童生徒も増え続け、当初の文科省の試算の6%を超えているという声もよくお聞きします。ある教員にお聞きすると、小学校の全校生徒約600人の内、100名をこえる子どもの支援が必要だとのことでした。こうした中、通常学級に在籍しながら、週に1時間から数時間、教室に通うことによって、人とのコミュニケーションがとれるようになったり、集団の中では理解できなかったことが理解できるようになったりする通級指導教室の役割は非常に大きなものとなっています。

この間、わが党議員団は通級指導教室をすべての学校に設置するよう求め、国の加配の範囲内ではありますが、少しずつ改善されてきましたが、実態にあった教員の配置を行うべきです。

この間向日市では2年連続で通級指導教室が増えています。

今年から通級指導教室が開設された学校でお聞きすると、これまで27時間講師を活用して通級教室のようなことをやっておられたそうです。講師の先生にはがんばってもらったけれども、言語障害などは対応できずに3人が他校に通級していたそうです。その場合は保護者が子どもをつれていかなければならず、大変負担が大きかったけれども、自校に教室ができたので保護者の負担は軽減し、また担任との連携もとりやすくなった、子どもの普段のクラスの様子もよくわかるので本当によかったとのことでした。

しかし、すべての学校に通級指導教室がないために現在でも他校からの受け入れ児童も含めて20人以上の子どもを受け入れる通級指導教室が多くありますが、枠がいっぱいで保護者からの要望があっても受け入れを断らざるを得ない状況だと伺いました。

京都市では「京都市全体で設置数が限られており、新たに通級希望があってもしばらくお待ちいただくことがあります」と通級指導教室の概要に記述があります。あるお母さんは、「保育園のときから療育を受け、専門機関から学校に助言してもらったにもかかわらず、通級指導教室に入れませんでした。子どもが死にたいと言い出してから対応が変化してきたのか、年度途中でやっと他の学校の通級の先生が来て下さり、指導

を受けられるようになりました。こどもは普通教室だけだと出来ないことばかりで自己肯定感も持てず、自己否定ばかりになります。今は学校に行くのを楽しみにしていますが、来年も通級指導が受けられるかどうか不安です」と語ってくださいました。

京都府のどの地域においても同じように通級指導教室に通えるようにすべきです。

そこで伺います。必要なすべての学校に通級指導教室を設置するための教員を計画的に配置するため、国に加配要望を行うことは当然ですが、本府としても独自の教員配置を行うべきではありませんか。また緊急対策としてせめて中学校区に通級指導教室がないところは緊急に設置する必要があるではありませんか。

また担当教員の専門性を高めることも必要です。通級指導ではすべての障害に対応しなければならず、自閉症の子どもたちには経験があるので対応できるが、多く通級する言語障害の子どもたちへの対応は手探りでやってきたとのことでした。研修もあるけれども、主催者が府教委や市教委、教育局、京都府や乙訓の特別支援研究会など多岐にわたって行われていて、すべての研修に参加することが不可能です。

ぜひ教育委員会同士が連携して、共催で質の高い研修を行ってほしいという要望が出されていますが、こうした声に応える必要があるではありませんか。お答えください。

## 特別支援学級の設置基準改善求めよ

次に特別支援学級についてです。

特別支援学級に在籍する児童生徒数も増え続け、昨年度は20年度とくらべて348名増えて1558名となっています。クラスには重度の障害を持った児童生徒も在籍しており、わが党議員団は現行1クラス8名の特別支援学級設置基準を引き下げることと同時に実態に見合った教員の配置を行うこと、また当面6名を超える過大学級には複数担任を配置するよう求めてきたところです。

昨年の6月議会で教育長は「国の交付税措置による支援員の活用と、本府の定数を活用して学校現場の状況に応じて適切に対応されている」と答弁されました。

しかし重度の子どもを受け入れているクラスでは、たとえ3人や4人のクラスでも担任は「トイレにも行けない」「水泳指導など、前後の着替えも含めて応援がなければむり」な状況です。また自閉・情緒のクラスでは「1クラスに7人も在籍すれば発達保障ができない」という声が寄せられています。早い時期の適切な特別支援教育をすべての子どもたちに保障することは、その後の青年期の自立にもつながるものです。

国に対して特別支援学級の設置基準を改善するよう要望すべきと考えますがいかがですか。また府教委として子どもたちの障害の程度にみあった教員配置を行うよう努力すべきと考えますがいかがですか。

またこの間、年度途中で支援学級に転入し、そのために9名以上の在籍者になったにもかかわらず学級が増えなかったり、また知的のクラスがあって、情緒障害の子どもが年度途中で転入してきたときにもクラスが増えなかったという例が数件あると伺いました。支援学級の担任は「普通学級でがんばって見たが、どうしても無理で、そういう子どもたちはぼろぼろになって支援学級に転入してくるのです」と語ってくれました。そうした子どもたちにきちんとした教育条件を保障すべきです。府教委として子どもたちの実態に合わせてクラスを増やしたり、あるいは加配の措置をとるなどすべきではありませんか。お答えください。

## 生活保護と住まいについて

### 住宅扶助基準は「住まいは人権」の観点で

次に生活保護と住まいの問題についてです。

厚生労働省は現在、生活保護基準部会の中で、住宅扶助基準をめぐる議論を急ピッチで進め、一部の委員からなる非公開の「作業部会」を設置して、7月以降に「生活保護受給世帯の居住実態に関する調査」を実施し、11月には「住宅扶助に関する検討結果のとりまとめ」を行うとしています。

すでに部会での議論は始まっていますが、生活保護基準の引き下げの手法と同様に、あるべき住宅扶助基準を議論するのではなく、「健康で文化的な最低限度の住生活を営むことができる住宅かどうかをみるための尺度は、住生活基本計画において定められている最低居住面積水準でよいのか」と問題提起を行ったうえで、わざわざ、「全国の民間借家では、約1/3の世帯で、最低居住面積水準が未達成の状況にある」と述べ、「一般低所得者世帯との均衡」という考え方で、最低居住面積水準を取り払おうとしていることは看過できません。

最低居住面積水準は公営住宅や行政による住宅改修費補助などの基準としても活用されており、このよう

な基準を取り払ってしまえば、生活保護世帯のみならず社会全体の住まいの貧困化を招きます。

住生活基本計画では「安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境を構築すること」や「高齢者・障害者・子育て世帯など自力で適切な住宅を確保することが困難な世帯に対して居住の安定のために公営住宅などを確保すること」などが目標とされ、最低居住面積水準を定めて基準未達の住宅の解消を図るとしています。

京都府においても全世帯の約5%、54000戸が最低居住面積を満たしておらず、その解消こそが急がれているのです。

一方で住宅扶助基準は、上限額が京都市では単身者が月42500円、2人以上だと55000円です。南区で42500円以下の家賃だと多くが木造の古いアパートか、非常に狭いワンルームマンションです。年をとってから畳のないワンルームマンションに転居された方は、冷たい床に座っていて持病の腰痛が悪化してしまいました。

また52500円の基準額では子どもの大勢いる世帯や、障害者、障がい児を抱えた世帯では住宅確保が困難です。知的障害の息子さんをかかえたご夫婦は、息子さんが成人し、体も大きく大きな声を出し、壁やドアをこわすために次々と転居を重ねてきました。普通のアパートや老朽化した借家には住むことができず、現在52500円の基準額を2万円以上超える借家に住んでいますが、どうしても家賃を滞納することが多くなり、立ち退きを迫られています。

住宅扶助の基準についてはこうした実態をしっかりと把握し「住まいは人権」の観点から議論するべきです。

そこで伺います。

生活保護基準部会での議論について、作業部会を公開し、すべての議論の過程をオープンにすること。また結論ありきの拙速なスケジュールを撤回し、当事者や支援者も含めて十分な議論を行うことなどが必要と考えますが、いかがですか。

私の地元南区には古くからのアパートがいまだに存在しています。家賃は2万円から3万円程度でトイレも炊事場も共同で、お風呂はもちろんありません。狭くて暗い急な階段を足腰の不自由になった高齢者がやっとの思いで上り下りをしています。こうしたアパートを利用しているのは多くが生活保護の利用者です。ところが、こうした劣悪な居住環境の中で転居しようと思っても「今より低い家賃であること」などの条件をつけられて生活保護を受けていても転居費用が出ないことがあります。

生活保護利用者の転居については、合理的な理由があれば積極的に住宅扶助を適用し、転居を支援すべきと考えますがいかがですか。知事の認識を伺います。

## 入居資格要件のハードル下げよ

次に府営住宅の申し込み資格要件のハードルの高さについてです。

本府の府営住宅は条例で定めた世帯要件や所得要件を満たしていても、次のようなハードルの高い住宅困窮理由に該当しなければ、資格がないとされてしまいます。

第1に、高家賃であっても共益費は含まれない。また生活保護受給中の場合は住宅扶助の限度額を超える家賃を払っていなければ、該当しない。第2に、家賃の滞納による立ち退き要求などでは理由とにならない。

第3に生活環境による理由では申し込みできない、風呂や便所がなければ理由になるが、故障や老朽化では不可となっています。

そのために、これまで老朽化したアパートで、劣悪な環境の中に居住する高齢者が、府営住宅に入りたいという希望を持ちながら申し込みを断念する事態が起こっています。

大阪、奈良、兵庫、和歌山など近隣府県の県営住宅では、住宅困窮理由については「現に住宅に困っていること」のみとなっています。

府営住宅の入居を抑制しかねない住宅困窮理由については見直しを行い、「住宅に困っている人」すべてを対象にすべきと考えますがいかがですか。

## 答弁

【知事】南部地域の特別支援学校についてですが、近年、児童生徒数が増加傾向にあり、これまでから状況を見極めながら必要な対応をしてきたところであります。平成23年度にようやく宇治支援学校が規模250人程度として造成し開校しましたが、もう来年度にはその想定を上回る人数になる可能性が出てまいります。



厳しい状況にあることを教育委員会から聞いております。これは人口増とともに施設を新設いたしますと、そこに集中してくるという実態もありまして、今後も増加傾向が続くと考えられ、抜本的な対策が必要と考えているところであります。ただ、すぐには対応が難しいというのはご指摘の通りであり、当面の対策として南山城支援学校の校舎増築を今年度の当初予算ですでに計上しているところであります。いずれにいたしましても必要性は十分に認識しており、今後教育委員会によつての検討を十分に踏まえしっかり対応をしていきたいと考えております。

**【健康福祉部長】**生活保護と住まいの問題であります。生活保護制度は生活に困窮するすべての国民に国が責任を持って生活保障するものであり、まさにナショナルミニマムの問題と考えております。住宅扶助の基準につきましては、現在、第三者機関である社会保障審議会の生活保護基準部会において、一般低所得世帯の家賃実態等の貧困などをもとに検証が進められており、作業班の取りまとめ結果についても公開されるものと聞いております。京都府といたしましては、生活保護基準や制度の見直しにあたっては、これまでから国民最後のセーフティネットとして役割を果たすものとなるよう財政的観点だけでなく、受給者の実情も考慮して慎重な見直しをおこなうとともに、議論の過程を広く国民に伝えるよう国に強く要望しているところであります。転居費用の問題につきましては、国の取り扱い基準に基づいてこれまでから老朽化している場合や病気療養上、著しく環境条件が悪い場合など合理的な理由がある場合は、引越し代、敷金等の転居費用を支給しているところであります。今後とも適切な制度の運用がはかれますよう、査察指導員会議などの場を通じて各福祉事務所に徹底してまいりたいと考えております。

**【建設交通部長】**府営住宅の申し込み資格についてでございますが、法令にもとづきまして収入要件のほか住宅困窮要件を満たす必要があり、住宅困窮要件につきましては、公営住宅法の施行令第7条の入居者の選考基準に基づいて運用しているところでございます。運用にあたっては、たとえば、生活保護の生活扶助で現在の住宅の家賃がすべてまかなわれており、自己負担が生じていないような場合、これにつきましては過大な家賃支払いとはいえ、それに関し非該当としているところでございます。こうした取り扱いは府民の財産である府営住宅への入居に際しては、やはり府民に納得いただける水準をクリアすべきものとの考えによるものでございます。ただ、具体的な基準の適用に際しましては、入居希望者ごとに住宅困窮理由が様々であることから近隣の他府県では、あまり実施していないと聞いておりますけれども、京都府ではお一人お一人と面談し、個々の事情をお聞きするなかでいねいに対応しているところでございます。今後とも公平・公正な府営住宅の供給という観点から、必要な一定水準の要件をきちんと守るとともに、入居希望者へのきめ細やかな対応に留意し真に住宅に困窮する方への適切な住宅支援に努めてまいりたい。

**【教育長】**通級指導教室につきましては、これまでから国にたいして教員定数を要望してまいりました結果、配当される教員数が増えてまいりましたので、この5年間で24教室増設をされております。今後とも国に対しまして引き続き要望するとともに、児童生徒の状況も踏まえながら必要な対応を行ってまいります。また、担当教員を対象といたしました研修につきましては、府総合教育センターでは専門性の高い外部講師による研修を、そして教育局では現場の実践交流を中心とした研修を行うなど役割に応じた内容を設定いたしております。今後も現場の研修ニーズを的確に把握をしながら研修内容のさらなる充実をはかってまいります。

特別支援学級の編成基準の改善につきましても、これまでから国に対して要望をしてまいったところでございます。また教員配置は府教育委員会といたしまして、これまでから5月1日の学級数を基準とします国の定数を活用しまして配置をおこなってきたところでございますが、特段の事情がある場合などは市町教育委員会の御意見も踏まえながら適切に対応しているところでございます。府教育委員会といたしましては、一人ひとり異なる教育的ニーズのある児童生徒に対応するため特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室といった多様な学びの場を提供できるようしっかりと取り組んでまいります。

**【山内・要望、再質問】**まず数点要望させてもらいます。南山城支援学校のことについてですが、時間がかかるからこそ急いでやらなければならない、着手しなければならないという風に思っています。ぜひ施設整備の検討について着手を始めていただきたいと思います。それから緊急措置で学校の敷地内に更にプレハブの増設ですけれども、ほんとうにただでさえグラウンドが狭い中で、さらにそこにプレハブが設置されるといふ点では、もうギリギリの状況ですから、そのプレハブ設置でよしとするのではなく、隣接地の借り上げ



等を含めて緊急対策はとっていただきたいというふうに思います。

再質問ですが、今、教育長が通級指導教室について、これまで増やして来て、実態に応じて必要な対応をとるということをおっしゃいましたけれども、それは全国的に6つの県で単費の教員を配置していますが、単費で配置をするということを含めての対応なのかどうかということをお答えいただきたいと思います。

特別支援学級についてですが、特段の事情がある場合は、5月1日現勢から増えた場合についてはクラスを増やしたり教員を増やすということですが、そもそも1クラス8人でもぎりぎり、この基準そのものがいいのかという議論があるなかで、そこを超えた法定数、9名とか10名に特別支援学級一クラスになるということは、それ自身が特段な事情なんですから原則法定数を超えれば、しっかりクラス増やす、教員を配置するという立場に立っていただかなければならないというふうに思うんですが、そのところをもう一点お聞きをしたい。

生活保護のことですけれども、作業部会のとりまとめの結果が公開されるということですが、作業部会の議論の経過というものが非公開だということで、そこが問題だと思うんですが、そこはいかがお考えか、再質問します。

**【健康福祉部長】**生活保護と住まいの問題ですけれども、現在、国の方で審議会におきまして検証が進められております。それにつきまして、私どもさきほど、ご答弁させていただきましたように京都府といたしましては、これまでからしっかりと生活保護の基準ですとか制度の見直しにあたっては、いわゆる制度が国民のセーフティネットとして役割をしっかりと果たすことができるよう、受給者の事情を考慮して慎重な見直しを行ってほしいということとあわせて、議論の過程を広く国民に伝えるよう国にたいして強く要望しております。

**【教育長】**通級指導教室につきましては、各市町、そして組合の教育委員会が児童生徒や地域の実情を踏まえて適切に設置されているものでございます。今後とも引き続き市町村の要望を伺いながら、国に対してしっかりと要望してまいりたいと考えております。

特段の事情についてでございますけれども、教員配置につきましてはさきほども申しましたように、5月1日を基準にした国の定数を活用しておりますが、これまで年度途中で児童生徒の増加にたいして、定数増を行った事例がございますので、いずれにいたしましても市町教育委員会の御意見をうかがいながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

**【山内・再要望】**要望させていただきます。特別支援学級についてですが、もうすでにぎりぎり8名の学級あること自体が特段の事情に該当する、現場の実態はそういう状況なんです。もっと現場の状況を把握いただいて、特別支援学級へのクラス編成基準を法定数を超えるような子どもの数になったときには、原則増やしていただくという姿勢をもっていただきたいというふうに思います。通級指導についても、全国的に6つの県で単費の教員を配置しているということですから、ぜひ独自に、必要な対応を言われるのであれば独自に教員を配置していただきたいというふうに思います。

府営住宅の件でご答弁がありました。公営住宅法施行令を見ましたが、国の政令に基づいているということでしたけれども、本府の府営住宅の入居に関する住宅困窮要件について、いったい政令のどこに書いてあるのか、ということなんです。本府のような厳しい基準がされていないんじゃないですか。しかも国の基準には、いろいろと5つほど例示があって、「現に住宅に困窮していることが明らかなもの」ということで、非常に幅を広げた国の政令の基準になっているんですから、ここは柔軟に対応すべきだと思います。募集案内書に記載されている住宅困窮理由については、実際に困っている人を排除するような記述をやめるよう求めておきます。

## 久世橋西詰の安全対策

### 横断歩道と歩行者用信号の設置を

**【山内】**最後に地元問題について伺います。

国道171号の久世橋東詰めから、西詰めまで、さらにその先南に行っても西に行っても約1キロ以上にわたって歩行者が横断できる歩道も信号もありません。この周辺には、国道を横断するための横断陸橋と久世橋西詰めの橋の下をくぐって横断する狭い道もありますが、高齢者も自転車に子どもを乗せたお母さんも、傾斜の急なこの道を利用することはできません。久世橋西詰めにはバス停がありますが、目の前の向かい側のバス停に行こうと思えば車椅子なら2キロ近く大回りをしなければなりません。高齢者や障害者、自転車

で子どもを連れてお母さんなど、多くの方が信号も横断歩道もない幅 50 メートルほどもある危険な国道を横断しなければならず、10 年ほど前には横断中の高齢者が死亡する事故が起こっています。

この間地元住民の方々が警察署や国土交通省京都国道事務所に申し入れを行い、2012 年 4 月には国道事務所と地元住民との現地立会が行われ、そのことを知った住民 30 人以上が集まり、関心の高さをうかがわせました。

さらに昨年 4 月には地元住民らが 7 時から 18 時まで、久世橋西詰めの 100 メートルほど西の地点で国道を横断する人の調査を行いました。11 時間で 132 人の方が危険な国道を横断していることがわかりました。この間何度も京都府警南警察署と懇談を行い、現地の状況も十分把握されていますが、府警本部としてこの場所の危険性をどのように認識していますか。

また国交省は当初は道路改良の設計まで行い、住民の要望にこたえようとしていましたが、予算不足で事業が進んでいません。今年の秋にはキリンビール京都工場の跡地にイオンが開業します。そうなれば久世北茶屋線の交通量が大幅に増えることも予測されます。

第 9 次京都府交通安全計画では幹線道路における交通安全対策を推進するとして京都府公安委員会と道路管理者が連携して、交通事故の発生原因を分析・検討したうえで集中的な事故抑止対策を実施するとあります。車同士が接触衝突する事故は周辺の交差点で多発しており、道路改良により改善されましたが、歩行者の安全確保策について検討する必要があるのではありませんか。

府警本部として積極的に国に働きかけ、歩行者用の信号と横断歩道を設置するなどして歩行者の安全を確保するための協議を行うべきと考えますがいかがですか。お答えください。以上で私の質問を終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

**【警察本部長】** 国道 171 号線は、京都・大阪・兵庫を結ぶ主要な幹線道路で久世橋西詰交差点付近は、交通量が多く、1 日 4 万台以上でございます。西行き 4 車線、東行き 2 車線の広幅員の道路であることから 2 か所の横断歩道橋の設置によりまして歩行者の安全や利便が確保されている現状でございます。平成 22 年以降、現在まで横断中の交通事故は認知をいたしておりません。信号機等横断歩道の設置につきましては、当該個所が最狭路が取りついた複雑な道路構造であることや道路交通環境等を総合的に勘案いたしますと設置は困難であると判断をいたしております。

## 【他会派の代表質問項目】

6月25日

### ■植田喜裕（自民・京都市中京区）

1. 和装・伝統産業の振興について
2. モデルフォレスト運動と全国育樹祭の開催について
3. 鴨沂高校の改築等について
4. 特殊詐欺への対策について

### ■岡本忠藏（創生・舞鶴市）

1. 少子化対策について
2. 海の京都構想について
  - (1)「海フェスタ京都」について
  - (2)おもてなしの体制の現状と今後の展開について
3. 小・中学校における学力充実・向上について

### ■四方源太郎（自民・綾部市）

1. 定住人口増加に向けた北部の物流拠点について
2. 海の京都事業について
3. 京都府に定住促進の新しい部の創設を

### ■島内研（民主・京都市左京区）

1. 京都スタジアムについて
2. 関西広域連合について
3. 府立大学の特色づくりについて

6月26日

### ■安田守（自民・向日市）

1. 地域連携医療システムについて
2. 乙訓地域の諸課題について
3. 向日台団地について
4. 物集女街道について
5. 信号機設置について

### ■井上重典（自民・福知山市）

1. 農業問題について
2. 国道9号の整備について
3. ストーカー犯罪について

### ■中小路健吾（民主・長岡京市及び大山崎町）

1. 今後の公共交通政策の展開について
2. 難病患者支援の充実・強化について
3. 京都府森林の適正な管理に関する条例案について

### ■石田宗久（自民・京都市左京区）

1. 国際観光について
2. 今夏の節電対策について
3. 戦略的地震防災対策の推進について
4. 教育問題について

6月27日

### ■能勢昌博（自民・向日市）

1. 府北部振興とカジノ構想について
2. ICT 情報通信技術を使った障がい児教育について
3. 学校給食について

### ■北岡千はる（民主・京都市左京区）

1. 外国人留学生の支援について
2. 地域の防災力の向上について